本学職員の懲戒処分について

このたび、本学大学院医歯学総合研究科に所属する教員が、自身が研究代表者及び予算 責任者となっている厚生労働科学研究費補助金事業において、平成25年度補助金の残額 を、次年度以降に実施する成果報告書の印刷・製本などで生じる費用の不足に充当させる 目的で先払いを行う、いわゆる預け金を行ったことが発覚いたしました。

調査結果につきましては、以下のURLをご覧ください。

URL : http://www.tmd.ac.jp/archive-tmdu/kouhou/cyousa_gaiyou.pdf

このことを受け、学内に懲戒委員会を設置し事実確認等を行い、平成28年2月25日付けで当該職員を懲戒処分として戒告といたしました。

このようなことが起こってしまったことは誠に遺憾であります。本学では今後このようなことのないよう、より一層職員の指導に努めていく所存です。

平成28年4月5日

東京医科歯科大学長 吉 澤 靖 之

【本件に関する問い合わせ先】

●懲戒処分に関すること

総務部人事課:(電話)03-5803-4741

●調査結果に関すること

研究•産学連携推進機構:(電話)03-5803-5902